

令和5年度 るりこう園 地域支援 事業計画

法人の基本理念

- (1) 困っている人に役立つ社会福祉事業の推進
- (2) 生きる喜びを尊び、生きていく力を高める社会福祉事業の推進
- (3) 一人ひとりの可能性を広げる社会福祉事業の推進

I. 生活介護事業（通所利用）

令和5年度 事業の重点事項

安心・安全な支援サービスの提供

- (1) 5月以降、新型コロナウイルス感染症について、いわゆる「第5類」相当となるが、必要に応じた感染症対策の下でのサービス提供を本年度も継続し、一層の利用者の定着と安定したサービス提供に努めていくとともに、利用者にとってより安心して安全な支援サービスを提供していけるよう努める。
- (2) 当生活介護事業所においては、施設入所支援を併用される生活介護利用者と自宅から通所される生活介護利用者と一体的なサービス管理を行っているが、利用形態（通いと入所）の違いや利用時間帯の違い、利用日数の違い、送迎の有無等から、一体的な支援体制ではサービス向上を図ることが難しいため、施設入所サービスを併用される生活介護利用者とは一体的運営とはせず、生活介護サービスの通所利用者に対応する担当職員を複数名配置し、送迎や活動をサポートする体制をとり、今後も継続していく。
- (3) サービス提供者と利用者、および家族との関係づくりや個別支援計画に基づく支援の提供という点においても、一層の留意と配慮が求められる。

令和5年度の取り組み事項

(1) 各種活動の積極的な展開

- ・個別の支援計画（生活介護計画）に基づき、各種の活動に積極的に取り組んでいく。具体的には、リハビリテーション計画に基づく機能訓練の実施、余暇活動として各種レクリエーションや行事活動の実施、社会参加の機会としての定期的な外出機会の確保に取り組む。
- ・通所利用者への入浴サービスの提供（週2回）を行う。

(2) 個別ニーズへの対応

- ・通所利用される方の障害状況及びそのニーズも多様化している。完全な個別対応は現実的に困難であるが、少しでもこうした個々に希望するサービスを活動の中に組み込んでいけるよう一層に工夫と努力を行っていきたい。

(3) レスパイト（介護の休息）としての機能の発揮

- ・通所利用において適切な日中活動の場を提供することで、家族を中心とした在宅での介護負担を軽減し、家族が安心して利用できるサービスの提供に努める。
- ・特に在宅介護において負担感の大きい入浴介護については、原則週2回の入浴サービスの提供を継続していく。併せて清潔の確保に留意し、皮膚疾患等のある利用者への改善と予防に努める。

(4) 医療的な対応も含めた健康管理への取り組み

- ・毎日のバイタルチェックや看護師との連携による健康管理をはじめ、胃瘻や吸引、膀胱洗浄、褥瘡処置などの医療的ケアが必要な利用者への適切なケアを提供することで、安心して通所できる環境を提供する。

(4) サービス向上への取り組み

- ・週2回の入浴や、レスパイト機能を継続的に維持するために、祝祭日（特に休日が連続する場合）や年末年始等の開所についても検討、月々に調整しながら適切な開設日数を確保する。
- ・送迎サービスにかかる加算（送迎加算）については、今年度も送迎体制を確保して実施する。特に送迎中における交通事故等防止については、送迎職員への安全運転指導の実施も含めて、より安全な送迎サービスの提供に努める。

(5) 他の福祉サービスとの連携

- ・生活介護事業と併せて、短期入所サービスや居宅介護サービスを併用して生活の組み立てをされている利用者も多いことから、相談支援事業所、他のサービス担当職員との一層の連携を図り、一体的な支援の提供に努める。

Ⅱ. 居宅介護等事業（ホームヘルプ・重度訪問介護）

令和5年度 事業の重点事項

(1) 総合的なサービスの提供

- ・5月以降、新型コロナウイルス感染症について、いわゆる「第5類」相当となるが、必要に応じた感染症対策の下でのサービス提供を本年度も継続し、地域の障害者及び障害児童が、安心して在宅での生活が送れるよう、総合的にサービス提供を実施していく。あわせて新規で利用を希望される方について、相談支援事業所等との連携、利用につながるよう支援体制の充実を図る。
- ・身体介護、家事援助、重度訪問介護の各種サービスを総合的に提供すると共に、居宅介護計画に基づき、一人ひとりのニーズに応じた積極的な支援を行う。

(2) レスパイト（介護の休息）としての機能の発揮

- ・家族を中心とする介護者に対して、介護の負担の軽減や介護の休息が十分に確保できるよう、適切なサービスを提供していく。
- ・介護の負担軽減の視点からも、週間の派遣計画に基づいた利用に限定せずに、

冠婚葬祭などの緊急的な利用も含めた、不定期的な利用についても柔軟に対応し積極的な支援を行う。

令和5年度の取り組み事項

(1) 生活の質を高めるための支援の実施

- ・利用者の生活に豊かさや楽しさが増すよう、様々な情報の提供や専門的な助言、社会参加の体験を重ねる機会などへの支援を積極的に提案していく。
- ・とくに、自宅内で過ごすことが多い重度の障害者の方への外出機会を、積極的に支援することで社会参加の促進を図っていく。
- ・利用者の家庭を訪問しての支援とともに、利用者、家族への支援の視点から、希望される外出先での支援についても柔軟に対応していく。

(2) エンパワメント（主体性や生活への意欲の向上）の視点に立った支援の実施

- ・利用者との相談や面談を通して、意向や課題の確認を行い、利用者の持つ可能性を追求すると共に、その能力を十分に発揮できるよう支援を行う。
- ・とくに、今までほとんど居宅のサービスを利用してこられなかった地域の障害者について、相談支援事業所をはじめ関係機関と連携した家庭訪問や面談を行うとともに、サービスの主体的な利用を提案していくことで、利用者の主体性や生活への意欲を高めていく。

(3) 総合的な支援の実施

- ・利用者が居宅介護サービス等を利用しながら、在宅での生活が十分に継続していけるように、また利用者の意向や課題が達成していけるように、地域のマネジメント機能（障害者支援センター、行政機関など）と連動し、また関係するサービス事業所等との連携を行うことで、利用者への総合的な地域生活支援を実施していく。
- ・特に指定相談支援事業者等が実施する計画相談と連携して支援の方向性を共有し、モニタリングにおいて情報を確認しあうことで、より適切な支援を提供し、また利用者のニーズの変化に対応できるように努める。

(4) 他の福祉サービスとの連携

- ・地域生活支援事業である日中一時支援事業および移動支援事業との連動の中で、途切れの無いサービス提供に努めていく。特に日中一時支援事業の利用時間内において、入浴サービスを希望する利用者については、居宅介護で対応（日中一時支援利用時間数から除算）する等、柔軟な対応に努めたい。

(5) 安定したサービス提供体制の確保

- ・新規にサービス利用を希望される利用者への対応など、安定したサービス提供を継続していけるよう、サービス提供体制の充実を図る。

(6) サービス向上への取り組み

- ・居宅介護事業における事業所体制加算（Ⅰ）を申請、サービス提供責任者を中心として、職員研修の充実、日々の連絡連携の強化などを図っていくこととし、これを継続する。

Ⅲ. 短期入所事業（ショートステイ）

令和5年度 事業の重点事項

短期入所については施設入所支援利用者への感染リスクを回避するため、地域での感染状況を考慮したうえで利用調整を行ってきた。5月以降、新型コロナウイルス感染症について、いわゆる「第5類」相当となるが、必要に応じた感染症対策の下でのサービス提供を本年度も継続し、以下の重点事項に基づいてサービス提供を行うこととする。

（1）緊急性を重視したサービスの提供

- ・地域の障害者及び障害児童が、安心して在宅での生活が送れるよう、総合的にサービス提供を実施していく。
- ・利用定員枠を十分に活用し、緊急性を考慮して、個々のニーズに応じた利用を可能としていく。男性利用者3床、女性利用者3床での受け入れ態勢を基本とする。

令和5年度の取り組み事項

（1）生活の質を高めるための支援の実施

- ・利用される方の年齢、興味や能力、また行動特性に応じて、個別対応およびグループ対応などによる援助についても十分に配慮していく。

（2）エンパワメント（主体性や生活への意欲の向上）の視点に立った支援の実施

- ・特に、定期的にかつ中長期に渡り短期入所を利用される方については、個々の主体性や生活意欲が尊重されるよう継続的な支援に努める。

（3）総合的な支援の実施

- ・利用者が短期入所サービス等を利用しながら、在宅での生活が十分に継続していけるように、また利用者の意向や課題が達成していけるように、地域のケアマネジメント機能（障害者支援センター、行政機関など）と連動し、また関係するサービス事業所などとの連携を行うことで、利用者への総合的な地域生活支援を実施していく。
- ・特に指定相談支援事業者等が実施する計画相談と連携して支援の方向性を共有し、モニタリングにおいて情報を確認しあうことで、より適切な支援を提供し、また利用者のニーズの変化に対応できるように努める。

（4）サービス向上への取り組み

- ・短期入所利用に伴う送迎サービス（短期入所送迎加算）については、これを積極的に提供していく。

（5）緊急一時保護への対応

- ・甲賀市、湖南市の障害者虐待防止施策における緊急一時保護施設として、両市の要請にできるだけ対応できるよう努める。緊急一時保護施設は圏域の施設で輪番制となっているが、車いす等を利用される肢体障害の方の受入については、

施設の特徴から当事業所で受け止めるケースも多いと思われる。

- ・緊急時の短期入所を受け入れた場合に7～14日間を限度として「緊急短期入所受入加算」が算定されている。このことから、虐待防止法による緊急保護に限定せず、介護者の急な疾病などによる緊急利用についても、その必要性を鑑み可能な範囲で支援を行う。

(6) 他の福祉サービスとの連携

- ・短期入所サービスを利用しながら、作業所などの通所施設サービスを利用される形態（Ⅱ型）についても、これを積極的に支援すると共に、通所施設等の関係施設との連携を図っていく。同様に障害児童が教育機関（支援学校）の利用と併用して短期入所を利用される形態（Ⅳ型）についても、これを支援する。
- ・居宅介護同様、日中一時支援事業等の他サービスとの連動の中で、途切れの無いサービス提供に努めていく。
- ・短期入所利用に伴う送迎サービスについては、短期入所送迎加算として算定されることから、体制の可能な範囲で積極的に、また安全な送迎サービスを提供していきたい。

IV. 日中一時支援事業・移動支援事業

●日中一時支援事業

- ・5月以降、新型コロナウイルス感染症について、いわゆる「第5類」相当となるが、必要に応じた感染症対策の下でのサービス提供を本年度も継続し、利用調整を行うこととする。
- ・日中一時支援事業は、甲賀市および湖南市からの委託（地域生活支援事業）を受けて実施してきている。原則3時間を越えての一時預かり（施設利用）については、居宅介護ではなく日中一時支援事業で対応することで、障害児者の週末利用などを中心としたサービス提供を行っていく。これにより短期入所の宿泊利用を要しない利用者についても、一定時間施設を利用していただくことで家族介護の休息や急用等による介護者の不在時などへ支援を提供していく。
- ・さらに日中一時支援事業の利用時において、家族状況等により入浴サービスを希望される利用者については、この部分を居宅介護（1H）で対応することを両市から了解を得ていることから可能な範囲で対応に努める。
- ・なお、日中一時支援事業については、家族の就労支援目的の利用については、計画的な利用による支援体制ができつつある。一方で就労支援目的の利用者によりサービスが充足してしまい、他の緊急的な利用や不定期な利用について、その受入対応が困難になるという状況もある。このことから、就労目的以外の利用についても十分に配慮し、利用者が偏らない、できるだけ公平な利用に対応できるように支援体制の充実を図るなど、努めていきたい。

●移動支援事業

- ・日中一時支援事業同様に、甲賀市と湖南市からの委託を受けて実施してきている。主に単独での外出等の移動が困難な障害児者に対して、移動の便宜を提供することを目的としている。
- ・さらに日中一時支援事業サービスの利用における、送迎を必要とされる利用者（単独送迎）について、これを移動支援事業で対応することについて、両市の理解を得ている。また近年、要請が増えてきている通院時の移動支援についても、地域のニーズとして可能な限り受け止めていきたい。
- ・令和2年度より、「滋賀県医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業」として本格実施された。協力依頼があればこれに協力していく。

V. 指定計画相談支援事業

●計画相談支援の展開

- ・本事業では障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者に係るサービス等利用計画案ならびにサービス等利用計画の作成を行うと共に、サービス継続利用中の障害者に係るサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うこととしているが、本年度も引き続き、るりこう園施設入所支援を利用する方を主な対象者として実施していく。これに伴い現行の相談事業所から当事業所への担当事業所の変更手続きおよび利用者との契約手続きを速やかに実施し、対象となる利用者の次期更新における利用計画の作成をすすめる。ただし現時点では担当職員（相談支援専門員）が1名（兼務）であることから、圏域（甲賀市・湖南市）の対象者を中心に実施していく。

●各関係機関との連携

- ・地域行政、自立支援協議会、基幹相談支援センター、権利擁護センター、障害福祉事業者など、関係機関とのネットワークの構築をすすめ、よりよい相談支援事業の実施を図る。
- ・とりわけ甲賀地域自立支援協議会（甲賀地域障害児者サービス調整会議）における相談支援事業ネットワーク部会への参画と連携を図り、各相談事業所等との情報と課題の共有を図る。

以上